

定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、富士ソフトサービスビューロ株式会社と称し、英文では、FUJI SOFT SERVICE BUREAU INCORPORATED と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 下記業務の請負、受託

ア．データ入力、コンピュータ機器オペレーション、コンピュータキッティング、
コンピュータプログラミング、コンピュータシステム設計、開発、コンサルティング
業務

イ．一般事務、経理事務、貿易事務、タイプ、速記、翻訳、通訳、受付事務、
医療事務業務

(2) 労働者派遣事業

(3) 有料職業紹介事業

(4) 事務用品ならびにコンピュータソフトウェアの販売

(5) 電子機器の製造、開発ならびに販売

(6) オフィスオートメーションに関する教育、指導

(7) 損害保険ならびに自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業

(8) 生命保険の募集に関する事業

(9) 不動産の売買、賃貸、仲介ならびに管理

(10) 旅行業法に基づく旅行業

(11) 出版ならびに印刷業

(12) コールセンターの運営および管理ならびにそれらの受託

(13) 通信機器および事務機器の販売ならびに賃貸

(14) 貸金業

(15) 医療福祉に関わるサービス業

(16) 電気工事、電気通信工事、機械器具設置工事の設計および施工、請負

(17) 倉庫業

(18) 広告、宣伝の企画、制作および広告代理業

(19) 運送業

(20) 警備業

(21) リサイクル業

(22) 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都墨田区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役の他、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は54,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿は、新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款の他、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第11条 当会社の定時株主総会は毎事業年度の終了後3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は必要あるときにこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、法令および別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(株主総会の決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果その他法令で定める事項は、法務省令で定めるところによりこれを議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当社の取締役は10名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の残余期間と同一とする。

(代表取締役、役付取締役、相談役および顧問)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって役付取締役として、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
- 3 取締役会は、その決議によって相談役、顧問各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 取締役の全員が、取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款の他、取締役会規程による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに押印する。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第29条 当会社の監査役は5名以内とする。

(選任方法)

第30条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 当会社は、会社法第329条第3項の規定により法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

(監査役の責任免除)

第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年1月1日より同年12月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第41条 当会社の剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第42条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始日から起算し満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払の配当金には利息をつけない。

(制定) 1984年10月 1日

(変更) 1985年12月 9日

1987年 6月 1日

1988年11月25日

1990年10月 1日

1994年 6月15日

1997年 3月 1日

2001年 1月25日

2003年 5月26日

2005年 5月26日

2006年 7月 1日

2009年12月24日

2011年 5月25日

2012年 5月30日

2014年 5月28日

2015年 6月24日

2016年 1月12日

2016年 6月22日

2017年12月27日

2018年 2月 1日

2019年 2月 1日

2020年 6月24日

2022年 3月 9日